一般社団法人札幌市医師会定款施行規則

昭和40年12月12日第31回臨時総会議決
昭和42年３月19日第３回定時代議員会改正
昭和42年11月26日第２回定時総会改正
昭和44年11月30日第９回臨時代議員会改正
昭和45年１月10日第７回臨時総会改正
昭和47年３月11日第20回定時代議員会改正
昭和48年10月20日第25回定時代議員会別表改正
昭和50年10月17日第29回定時代議員会別表改正
昭和52年３月27日第37回定時代議員会改正
昭和54年３月11日第45回定時代議員会別表改正
昭和55年３月16日第47回定時代議員会別表改正
昭和57年３月13日第51回定時代議員会改正
昭和57年９月４日第52回定時代議員会改正
昭和59年12月15日第57回臨時代議員会改正
平成２年９月８日第69回定時代議員会改正
平成４年９月５日第73回定時代議員会改正
平成８年３月９日第80回定時代議員会改正
平成10年９月５日第85回定時代議員会改正
平成14年３月９日第92回定時代議員会改正
平成18年３月４日第100回定時代議員会改正
平成20年３月８日第104回定時代議員会改正
平成24年３月３日第112回定時代議員会改正
平成24年９月８日第113回定時代議員会、第91回定時総会改正
平成25年３月２日第114回定時代議員会、第92回臨時総会改正
平成25年４月１日一般社団法人移行登記
令和７年６月７日第138回定時代議員会改正

（総　　則）

第１条　この規則は、一般社団法人札幌市医師会定款（以下「定款」という。）第77条の規定により定める。

第１章　構　　成

（支部の構成）

第２条　定款第５条第２項に定める支部（以下「支部」という。）は、原則として札幌市の行政区を単位とし、次の支部を置く。

(1) 中央区東支部（東北・東・西創成・山鼻・中央・苗穂・豊水・曙・幌西連絡所）
(2) 中央区西支部（西・円山・桑園・南円山・大通連絡所）
(3) 北区支部
(4) 東区支部
(5) 白石区支部
(6) 厚別区支部

(7) 豊平区支部
(8) 清田区支部
(9) 南区支部
(10) 西区支部
(11) 手稲区支部

第２章　会　　員

（入　　会）

第３条　会員になろうとする者は、会員１名の紹介により、入会申込書（様式第１）を、所属予定の支部を経由して本会に提出しなければならない。

（異　　動）

第４条　会員は、入会申込書記載内容に変更が生じた場合は、異動報告書（様式第２）を、本会に提出しなければならない。

（退　　会）

第５条　退会しようとする会員は、退会届（様式第３）を本会に提出しなければならない。

（会員台帳の作成）

第６条　理事会は、毎年４月１日現在をもって会員台帳を作成するものとする。

第３章　入会金、会費等

（会員区分）

第７条　会費等に関する会員区分は、次の通りとする。ただし、会員が２以上の区分に該当するときは、主たる区分によるものとする。

(1) Ａ－１会員　　個人が開設した病院又は診療所の管理者
(2) Ａ－２会員　　医療法人が開設した病院又は診療所の管理者
(3) Ｂ－１会員　　前２号以外の病院又は診療所の管理者
(4) Ｂ－２会員　　前３号以外の会員

（入会金及び特別会費）

第８条　本会へ入会を認められた者は、別表第１に掲げる入会金を、速やかに納入しなければならない。

２　会員が、個人又は医療法人の開設する病院又は診療所の管理者になったときは、別表第２に掲げる特別会費を、遅滞なく納入しなければならない。

（会　　費）

第９条　会員は、毎年度別表第３に掲げる会費を納入しなければならない。

２　会費は、次の区分により、各半期分を別表第４の納期内に納入するものとする。

(1) 前期　　４月１日以降９月30日まで

(2) 後期　　10月１日以降翌年３月31日まで

３　年度中に入会又は退会した会員の会費は、次の区分による。

(1) ９月30日までに入会又は10月１日以降退会したとき　　全期分

(2) 10月１日以降入会又は９月30日までに退会したとき　　半期分

（臨時又は追加の会費）

第10条　臨時又は追加の会費は、前条の規定にかかわらず、そのつど徴収する。

（会費等の直接収納）

第11条　会費等は、会員が指定する預金口座から、その承諾書を得て本会が直接収納することができる。

（会費等の減免）

第12条　会員が別表第５に該当する場合は、会長は、理事会の決議を経て、会費等の減免又は納入の猶予をすることができる。

第４章　会　務　運　営

（会務運営のための各部の設置）

第13条　定款第４条に規定する事業を行うため本会に各部を置き、それぞれ理事が分担する。

２　各部の設置は、必要に応じて理事会の決議によって定める。

第14条　前条により設置された各部に、理事会の決議によって部長を置く。理事会が必要と認めた時は、各部に副部長を置くことができる。

第５章　理　　事　　会

（理事会の議長）

第15条　会長は、理事会を招集しその議長となる。ただし、理事会の決議によりあらかじめ定めた順位により、理事は、その職務を行うことができる。

（理事会への出席）

第16条　会長が必要と認めたときは、理事会に参与、顧問、夜間急病センター長、代議員会議長、副議長、支部長、副支部長等の出席を要請し、意見を徴することができる。

第６章　裁 定 委 員 会

（裁定委員会の構成）

第17条　裁定委員会は、定款第60条第１項の規定に基づき設置する。

第18条　裁定委員会には、委員の互選により委員長１名及び副委員長１名を置く。

第19条　委員長は、裁定委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代行する。

（裁定委員会の成立）

第20条　裁定委員会は、委員の３分の２以上の出席がなければ開会することができない。

第21条　裁定委員会の裁定は、出席委員の４分の３以上の賛成を要する。

２　前項の規定により裁定に至らなかった場合は、改めて全委員の出席を求め決定する。ただし、出席できない委員は、出席委員に委任し、決議の数に加わらなければならない。

（裁定申告書の提出等）

第22条　本会に裁定を申告しようとする者は、申告書に下記事項を記載し、これに関係資料を添付し、署名押印の上、会長に提出する。

(1) 裁定請求者名

(2) 相手方となる当事者名

(3) 提訴の理由

(4) 申告年月日

２　前項の規定にかかわらず、定款第60条第２項第２号の規定に該当する場合は、所属支部長を経由して申告書を、会長に提出するものとする。

第23条　支部長は、前条第２項の規定により申告書を受理したときは、遅滞なくこれを会長に提出するものとする。

第24条　会長は、第22条の規定により申告書を受理したときは、裁定委員会に付託しなければならない。

（裁定委員会の議事）

第25条　委員長は、議事を開始しようとするときは、会長を経由して開始日の10日前までに当事者にこれを通知しなければならない。

第26条　裁定委員会の議事は、これを公開しない。

（関係者からの事情聴取）

第27条　委員長は、裁定に当たって必要と認めたときは、関係者を裁定委員会に招致し、又は書面によって、事情を聴取することができる。

２　裁定委員会に出席した関係者は、委員長の指示により意見を述べるものとする。

（裁定の確定と異議の申立）

第28条　委員長は、議事の決定があったときは、その経過及び結果を書面によって、会長に報告しなければならない。

第29条　委員長から報告を受けたときは、会長は、これを理事会に諮り、その取り扱いを速やかに決定しなければならない。

２　会長は、前項の結果を当事者に通知するものとする。

３　当事者が北海道医師会員である場合は、本会の裁定に関し北海道医師会に異議の申し立てをすることができる。ただし、本会の裁定の日から30日以内に限るものとする。

第７章　支部及び支部長会

（支　　部）

第30条　支部の運営は、定款及び同施行規則によるほか、支部の定めるところによる。

２　支部長は、定款第51条第２項により理事会が選任し、副支部長は、支部において会員の中から選出する。

３　支部長は、支部を代表し、業務を執行する。

４　副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代行する。

（支部長会）

第31条　支部長会は、定款第54条第１項の規定に基づき設置する。

２　支部長会は、会長及び支部長をもって構成し、その議長は、互選とする。

第32条　支部長会は、会長が必要と認めるとき、又は支部長の要請により、会長が招集する。

第33条　理事及び代議員会議長は、必要に応じて支部長会に出席することができる。

２　支部長会は、必要があるとき、会員又は会員以外の者の出席を要請し、意見を徴することができる。

第８章　審　　議　　会

（審議会の任務）

第34条　審議会は、定款第62条の規定に基づき設置する。

２　審議会は、会長の諮問に応じて特定事項を審議し、その結果を会長に答申する。

３　審議会は、諮問された事項以外を審議することができない。

（審議会の構成）

第35条　審議会は、委員若干名をもって構成し、会長が理事会の決議を経てこれを委嘱する。

２　委員の任期は、理事会において定める。

第36条　審議会には、委員の互選により委員長１名及び副委員長若干名を置く。

２　委員長は、会長の承認を得て審議会を招集し、これを運営する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

（審議会の運営）

第37条　審議会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

２　審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第38条　理事は、審議会に出席して意見を述べることができるとともに、理事会との連絡に当たるものとする。

第39条　委員長が必要と認めたときは、会長の承認を得て会員又は会員以外の者の出席を要請し、意見を徴することができる。

第40条　審議会は、理事会の承認を得てその運営に関する規程を定めることができる。

（答申の説明）

第41条　委員長は、会長の求めがあるときは、理事会に出席して答申について説明するものとする。

第９章　委　　員　　会

（委員会の任務）

第42条　委員会は、定款第62条の規定に基づき設置する。

２　委員会は、次の事項を行う。

(1) 理事会の承認を得て、本会の名のもとに活動する。

(2) 会長の諮問に答える。

（委員会の構成）

第43条　委員会は、委員若干名をもって構成し、会長が理事会の決議を経てこれを委嘱する。ただし、委員定数の３分の１以内に限り理事をもって充てることができる。

２　委員の任期は、理事会において定める。

第44条　委員会には、委員の互選により委員長１名及び副委員長若干名を置く。

２　委員長は、会長の承認を得て委員会を招集し、これを運営する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

（委員会の運営）

第45条　委員会は、理事会の承認を得てその運営に関する規程を定めることができる。ただし、理事会においてあらかじめ当該委員会に関する規程を定めている場合は、この限りでない。

２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第10章　資産及び会計

（一般会計）

第46条　一般会計においては、会費、負担金、入会金等をもって収入とし、事業費、管理費等をもって支出とする。

（予　　算）

第47条　予算は、公益法人会計基準に準拠するものとし、当該会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収支予算に編入しなければならない。

２　各会計年度における経費の総額は、その年度の収入をもってこれを支弁するものとし、その執行に当たっては経済的効率的な使用に務め、かつ、予算本来の目的に反するような流用を行ってはならない。

３　予算を補正しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

４　予算の執行及び出納事務に関し必要な事項は、別に定める。

（出納期間）

第48条　各会計の出納期間は、定款第66条の規定により翌年３月31日までとする。

（決　　算）

第49条　各年度の決算書は、定時代議員会に提出するものとする。

（積 立 金）

第50条　本会は、理事会の決議を経て積立金を設けることができる。

２　積立金に関し必要な事項は、別に定める。

（財産の管理）

第51条　本会の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 有価証券及び現金は、金融機関に預け入れ、又は理事会の定めた方法による。

(2) 前号以外の財産の管理は、理事会の決議を経て定めた方法による。

第11章　表　　彰

（表　　彰）

第52条　本会は、本会に功労のあった者を表彰することができる。

２　表彰規程は、別に定める。

第12章　弔慰及び見舞

（弔 慰 等）

第53条　本会は、会員及び家族の不幸又は災害に際し、弔慰金又は見舞金を支給することができる。

２　弔慰見舞規程は、別に定める。

第13章　役員等の選任、選出及び選挙管理委員会

（役員等の選任、選出）

第54条　定款第35条第１項及び第56条の規定に基づく役員、裁定委員の選任、並びに第61条の規定に基づく北海道医師会代議員及び同予備代議員の選出は、この章の定めるところによる。

第55条　役員及び裁定委員の選任は、改選年の定時代議員会において行う。

（選任、選出の選挙期日等の決定）

第56条　役員等の選任、選出を行うときは、会長は、理事会の決議を経て選挙の期日を決定し、その期日の30日前までに選任、選出する役員等の種類及びその数、投票の日時及び場所並びに立候補届出締切日時を決定するものとする。

第１節　選挙管理委員会

（選挙管理委員会の構成）

第57条　会長は、前条の決定と同時に選挙管理委員若干名を指名するものとする。ただし、役員及び候補者は、選挙管理委員となることができない。

第58条　選挙管理委員は、選挙管理委員会を組織し、互選により委員長１名及び副委員長１名を選出する。

（選挙管理委員会の任務）

第59条　選挙管理委員会は、選挙に関する一切の事務を管理し、第76条に規定する業務終了後解散する。

（選任、選出の選挙期日の公示）

第60条　選挙管理委員会は、第56条に規定する決定に基づき、選任、選出のための選挙期日の30日前までに、公示しなければならない。

２　前項の公示は、本会の機関誌及びホームページに掲載する。

第２節　選　　挙

（立候補の届出及び辞退）

第61条　立候補は、本人の届出又は会員の推薦届出によるものとする。ただし、被推薦者の同意を得なければならない。

第62条　立候補しようとする会員及び立候補者を推薦しようとする会員は、選挙の期日の14日前の午後５時までに選挙管理委員長に届け出なければならない。

２　候補者が立候補を辞退する場合は、選挙管理委員長に立候補辞退の届出をしなければならない。ただし、候補者が立候補を辞退することができるのは、前項に規定する立候補届出期間内に限るものとする。

第63条　前２条の届出は、立候補届（様式第４）又は立候補推薦届（様式第５）及び立候補辞退届（様式第６）によるものとする。ただし、郵送による届出を認めない。

（候補者名簿の作成）

第64条　選挙管理委員会は、抽選により順位を定め、候補者一覧表を作成し、議長に提出するとともに、これを選挙の期日の10日前までに代議員に通知し、選挙当日投票場に告示しなければならない。

（選挙立会人及び開票管理人）

第65条　選挙管理委員長は、選挙当日議長に諮り、出席代議員の中から選挙立会人及び開票管理人若干名を指名する。

（投　　票）

第66条　投票用紙の様式は、選挙管理委員会が定める。

第67条　投票は、１人１票で無記名とし、その選任、選出の定数に応じ単記又は半数完全連記とする。ただし、定数が奇数のときは、切り上げるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、副会長候補者、北海道医師会代議員及び同予備代議員の投票は、完全連記とする。

３　10名以上連記の投票は、記号又はそれに準ずる方法によることができる。

（投票の効力）

第68条　次の投票は、これを無効とする。

(1) 選挙管理委員会が定めた用紙を用いないもの。

(2) 候補者でない者の氏名を記載したもの。

(3) 候補者の氏名を確認し難いもの。

(4) 前条の規定による投票定数に満たない記載又は投票定数を超える記載のもの。

第69条　投票の効力は、選挙立会人及び開票管理人の意見を聞き、選挙管理委員会がこれを決定しなければならない。

（当選者の決定）

第70条　投票の結果、有効投票の多数を得た候補者を当選者とする。ただし、得票が同数の場合は、抽選により当選者を決める。

第71条　前条の規定にかかわらず、会長候補者選任の場合は、投票総数の過半数の票を得た候補者を当選者とする。ただし、過半数に達しない場合は、上位から２名につき繰返し投票を行う。

第72条　候補者の数が定数を超えないときは、議長権限により代議員会の決議を経て、候補者をもって当選者とすることができる。

（議長への報告）

第73条　選挙管理委員長は、投票総数、有効投票数及び候補者の得票数を議長に報告し、議

長はこれを、その代議員会に報告しなければならない。

（当選証書の附与）

第74条　当選者に対しては、選挙管理委員会から、当選証書を附与する。

（異議の申立）

第75条　選任、選出の効力に関して異議がある選挙人又は候補者は、選任、選出の日から14日以内に選挙管理委員会に対して異議の申し立てをすることができる。

（当選者の繰上補充）

第76条　選任、選出の日から30日以内に限り当選者が辞任又は死亡したときは、得票数の次位の者を順次繰上当選者とすることができる。

第77条　北海道医師会代議員に欠員が生じた場合は、選出の日から30日以内のときは前条の規定により補充し、その後は同予備代議員の中から補充するものとする。

（選挙の執行）

第78条　代議員会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告し議場を閉鎖する。

２　議長は、投票を行うときは、投票用紙を交付し、投票の終わったときは、投票もれの有無を確かめなければならない。

（会長への報告）

第79条　議長は、第73条に規定する報告を受けたときは、代議員会の承認を得て、その結果を会長に報告しなければならない。

第14章　代議員及び予備代議員選出

（代議員及び予備代議員の選出）

第80条　定款第19条第１項及び第20条に規定する本会代議員及び予備代議員については、各支部において選出する。

２　会長は、前項の選出に関する状況の報告を、いつでも支部長に対して求めることができる。

３　第１項の選出が本章の定めるところにより適正に行われるよう、会長は必要と思料する処置の実施を、いつでも支部長に対して求めることができる。

（代議員及び予備代議員の定数）

第81条　本会代議員及び予備代議員の定数は、定款第17条第２項によって算出される員数とする。

２　前項の算出にあたり、基準となる支部の会員数及び本会会員数は、改選年の５月１日現在の数とする。

第82条　代議員及び予備代議員の選出は、改選の年の６月30日までに行い、支部長は、その氏名を速やかに会長に報告しなければならない。

２　代議員又は予備代議員に選出された会員に対しては、本会から証書を附与する。

第83条　代議員の数は、各支部会員の増減にかかわらず、任期満了による改選の時期までは、これを変更しないものとする。

第15章　議　事　規　則

第１節　総　　則

（代議員会の議事）

第84条　代議員会の議事は、この章の定めるところによる。

第２節　議　場　整　理

（議席の決定）

第85条　代議員の議席は、支部別にあらかじめ議長が抽選で定める。

第86条　議長は、開会前に着席代議員数を事務局職員をして報告させる。

（代議員の届出義務）

第87条　代議員が欠席するときは、開会前にその理由を届け出なければならない。

２　代議員が会議中に出席したときは、自らその旨を議長に申告し、また退席しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

（仮 議 長）

第88条　議長及び副議長がともに事故あるときは、出席代議員の互選により仮議長を選出する。

（開議、閉議等の宣告）

第89条　代議員会の開議、閉議及び休憩は、議長が宣告する。

２　議長が開議を宣告する前又は休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

第３節　議　　事

（議事運営委員会の設置）

第90条　議長は、会長の意見を聞き議事日程を定めなければならない。

２　議長が必要と認めたときは、議事運営委員会を設けることができる。

３　議事運営委員会は、議長、副議長及び各支部代議員１名をもって構成する。

（議事日程等）

第91条　議長が必要と認めたとき、又は代議員から動議が提出されたときは、討論を用いないで会議に諮り、議事日程の順序を変更し、議案を追加することができる。

第92条　議長は、会議に付する議案を議題とするときは、その旨を宣告する。

２　議長が必要と認めたときは、２件以上の議案を一括して議題とすることができる。

３　議長は、議題になった議案を提案者に説明させることができる。

（特別委員会）

第93条　議長が必要と認めたときは、代議員会の議を経て特別委員会に議案を付託することができる。

２　特別委員会に付託した議案は、委員長の報告をまって議題とする。

３　代議員は、委員長の報告に対し質疑をすることができる。

（一事不再議）

第94条　決議した議題と同一の動議は、同一の会議にこれを提出することができない。

第４節　発　　言

（発言の手続）

第95条　発言しようとする代議員は、挙手して「議長」と呼び、自己の議席番号及び氏名を示してその許可を受けなければならない。

２　同時に２名以上が挙手して発言を求めたときは、議長がその発言の順序を決める。

（議長の発言討論）

第96条　議長が代議員として発言しようとするときは、副議長を議長席に着かせ、議席において発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。

２　討論したときは、その議題の表決が終わるまで議長席に復することができない。

（関連のない発言の禁止）

第97条　一議案の審議が終わらないうちに、他の議案につき発言することができない。ただし、議事進行に関する緊急動議、議事の手続き、採決の方法、会議の休憩等先決の動議についてはこの限りでない。

（発言時間の制限）

第98条 議長が必要と認めたときは、発言時間を制限することができる。

（質疑討論の終結宣告等）

第99条 議長は、質疑討論が終わったときは、その終結を宣告する。

２　質疑討論が続出して終結しないときは、代議員は、質疑討論の終結動議を提出することができる。

３　前項に規定する動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

第100条 採決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、採決の方法について異議があるときは、この限りでない。

第101条 代議員は、議案に関係のない一般会務につき議長の許可を得て質問することがで

きる。

（議場の秩序保持）

第102条 会議中議場の秩序を乱し、議事の進行を妨害する代議員があるときは、議長は、これを制し、又は発言を禁止し、場合によっては退場を命ずることができる。

第５節　代議員提案及び動議

（議案の提出）

第103条 代議員が議案を提出しようとするときは、他に代議員２名以上の賛成を要し、かつ、連署した書面によってその議案をあらかじめ議長に提出するものとする。

（緊急質問等）

第104条 前条の規定にかかわらず、簡単なもの又は緊急を要するものは、議場においてこれを述べることができる。

第６節　採　　決

（採決の宣告）

第105条 議長は、採択した議案及び動議をすべて代議員会の採決に付さなければならない。

第106条 議長が採決をしようとするときは、採決に付す議案又は動議の種類を宣告しなければならない。

第107条 採決宣告のとき議場にいない代議員は、表決に加わることができない。

（採決の方法）

第108条 採決の方法は、挙手、起立、記名又は無記名投票とする。

２　採決の方法の選択は、議長の決定による。

３　投票で採決を行う場合には、議案又は動議を可とする者は賛成、否とする者は反対と、所定の投票用紙に記載し投票する。

（異議の申立）

第109条 採決の方法に関し異議の申し立てがあった場合には、その動議を採決することにより採決の方法を決定し、再度異議の申し立てを行うことができない。

（採決の決定）

第110条 特に規定のもうけられていない議案又は動議の採決は、出席代議員の過半数の賛成により決定する。

第111条 前条の規定により、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（採決の結果の宣告）

第112条 議長は、採決の結果を宣告する。

（表決の訂正）

第113条 代議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

（修正案の提出と採決）

第114条 修正案が提出されたときは、議長は、原案より先に修正案を採決しなければならない。

２　同一の議案について数件の修正案が提出されたときは、原案に最も遠いものから先に採決する。ただし、採決の順序について、代議員５名以上から異議があったときは、議長は討論を用いないで会議に諮って決める。

（再修正案の提出）

第115条 修正案及び原案がともに過半数の賛成を得ることができないときは、特別委員を選出し、更に修正案を提出させることができる。

第７節　特 別 委 員 会

（特別委員の選出等）

第116条 第93条及び第115条の規定による特別委員の選出は、代議員の互選又は代議員会の承認を得て議長の指名するところによる。ただし、その数は偶数とする。

第117条 特別委員会には、委員の互選により委員長１名及び副委員長若干名を置く。

２　委員長は、特別委員会の議事を整理し、その経過及び結果を会議に報告しなければならない。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

第118条 委員長は、会議の開会中においても議長の許可を受け特別委員会を開くことができる。

（特別委員会の議事）

第119条 特別委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

２　特別委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第120条 特別委員会が必要と認めたときは、委員会に付託された議案の発議者、動議の提出者及び役員の出席を求め意見を聞くことができる。

第８節　議　　事　　録

（議事録の記載事項）

第121条 議事録には次の事項を記載する。

(1) 代議員会の回数及び定時又は臨時の別

(2) 開催の日時及び場所

(3) 出席代議員及び役員の氏名
(4) 議長及び役員の報告事項
(5) 会議に付した議案の題目
(6) 議題となった動議及び提出者の氏名
(7) 議事の経過
(8) 決議事項
(9) 可否の数を計算した場合の数
(10) その他議長が必要と認めた事項

（議事録の署名）

第122条 議事録には、議長及び会長がその正確なことを検し、署名押印する。

附　　則

（施行期日）

1　この定款施行規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第１項において読み替えて準用する同法第106条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

別表第１　入　会　金（第８条第１項）

１　Ａ－１又はＡ－２会員として入会する者　1,300,000円

２　前項以外の者　35,000円

別表第２　特 別 会 費（第８条第２項）

１　入会後１年未満の会員　1,265,000円

２　入会後１年以上25年未満の会員については、前項の額から連続在籍年数１年につき30,000円を控除した額とする。ただし、在籍年数の端数は、切捨てるものとする。

３　入会後25年以上の会員　515,000円

４　管理者が一親等以内の会員に変更されたとき　300,000円

５　Ａ－１又はＡ－２会員が、その分院の管理者となったとき　650,000円

６　個人又は医療法人が開設する同一の病院又は診療所において、管理者変更によりその管理者となったとき　650,000円

ただし、入会後21年以上の会員については、第２項又は第３項の規定による。

７　前項により管理者となった会員が、個人又は医療法人が新たに開設する病院又は診療所の管理者になったときは、第２項の規定に基づく差額を納入しなければならない。

別表第３　会　　費（第９条第１項）

会費は、均等割会費及び応能割会費の２種とし、次の区分による。

<table>
<tr><th rowspan="2">会費（年額）
会員</th><th rowspan="2">均等割会費</th><th colspan="2">応　能　割　会　費</th></tr>
<tr><th>定　額　分</th><th>定　率　分</th></tr>
<tr><td>Ａ－１会員</td><td rowspan="4">18,000円</td><td rowspan="3">70,000円</td><td>前年の医業所得が600万円以上の場合、医業所得の３／1,000を乗じ、1,000円未満の端数を切捨てた額。
ただし、上限は　診療所　150,000円
病　院　200,000円</td></tr>
<tr><td>Ａ－２会員</td><td>診療所　150,000円
病　院　200,000円</td></tr>
<tr><td>Ｂ－１会員</td><td>30,000円</td><td></td></tr>
<tr><td>Ｂ－２会員</td><td>18,000円</td><td></td></tr>
</table>

別表第４　納　　期（第９条第２項）

１	均等割会費		前期	４月末日
			後期	10月末日
２	応能割会費	定額分	前期	４月末日
			後期	10月末日
		定率分	前期	６月末日
			後期	10月末日

別表第５　会費等の減免（第12条）

１　会費の減免

(1) 疾病又は負傷のため診療休止が６カ月以上に及ぶ会員については、会費を全免とする。

(2) 満70歳以上で連続在籍15年以上の会員は、応能割会費定額分を全て免除する。

(3) 満77歳以上で連続在籍20年以上の会員は、均等割会費と応能割会費定額分を全て免除する。

２　その他理事会が必要と認めたとき。

様式第１（第３条）

入　会　申　込　書　（会員原簿）

申込年月日

一般社団法人　札幌市医師会　御中　　平成　　年　　月　　日

医籍登録番号

年　月　日登録

氏名（フリガナはカタカナで）

フリガナ	
氏名	

性　別

男‥‥１
女‥‥２

生年月日

明治１
大正２
昭和３

年　月　日

	年　月　日
支部長印	

自己開業又は勤務先の名称

名称	

開業・勤務の別

開業‥‥‥１
勤務‥‥‥２

自己開業又は勤務先の所在地及び現住所

所在地	TEL
現住所	TEL

わたくしの主として
取扱う診療科名

入会前の所属医師会

都道府県　郡市区　医師会

自己開業の
許可病床数

床

文書送付先（フリガナはカタカナで“かたがき”もつけて記入）

□□□－□□□□　フリガナ

上記のとおり入会を申込みます。　　氏名　　㊞

様式第２（第４条）

異　動　報　告　書

報告年月日

一般社団法人　札幌市医師会　御中　　平成　　年　　月　　日

医籍登録番号

年　月　日登録

氏名（フリガナはカタカナで）

フリガナ	
氏名	

旧氏名	

自己開業又は勤務先の名称

名称	

開業・勤務の別

開業‥‥‥１
勤務‥‥‥２

自己開業又は勤務先の所在地及び現住所

所在地	TEL
現住所	TEL

わたくしの主として
取扱う診療科名

異動後の所属支部　　支　部

異動前の所属支部　　支　部

自己開業の
許可病床数

床

文書送付先（フリガナはカタカナで“かたがき”もつけて記入）

□□□－□□□□　フリガナ

上記のとおり異動の報告をいたします。　　氏名　　㊞

様式第３（第５条）

退　　会　　届

申込年月日
平成　　年　　月　　日

一般社団法人　札幌市医師会　御中

医籍登録番号

年　　月　　日登録

氏名（フリガナはカタカナで）

フリガナ	
氏名	

退会理由

死　亡……1	医師会の変更……3	年	月	日
廃　業……2	そ　の　他……4			

上記のとおり退会の届出をいたします。

氏名　　㊞

様式第４（第63条）

立　候　補　届

氏　　名

住　　所

生年月日　明治・大正・昭和　　年　　月　　日（　　歳）

所属支部　　支部

立候補する役職名

平成　　年　　月　　日

札幌市医師会選挙管理委員長　殿

氏名　　㊞

様式第５（第63条）

立 候 補 推 薦 届

１．候　補　者
　　氏　　名
　　住　　所
　　生年月日　　明治／大正／昭和　　年　　月　　日（　　歳）
　　所属支部　　支部
　立候補する役職名
２．推　薦　者
　　氏　　名
　　住　　所
　　所属支部　　支部
３．上記候補者となることを承諾致します。
　　被推薦者氏名　　㊞
　　平成　　年　　月　　日
　札幌市医師会選挙管理委員長　殿
　　候補者氏名　　㊞

様式第６（第63条）

立 候 補 辞 退 届

氏　　名

住　　所

所属支部　　支部

立候補する役職名

　上記候補者となることを辞退致しますのでお届け致します。

　　平成　　年　　月　　日
札幌市医師会選挙管理委員長　殿
　　氏名　　㊞